

重要事項説明書

令和 6年 4月 1日現在

1.事業者の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 大誠会
(2) 所在地 〒503-0856 岐阜県大垣市新田町2丁目14番地
(3) 電話番号 (0584) 89-1948
(4) 代表者名 理事長 松岡 哲平

松岡内科クリニック	大垣市新田町2丁目14番地
大垣北クリニック	安八郡神戸町末守737番地1
サンシャインM&Dクリニック	瑞穂市本田174番地1
訪問看護ステーション ハーブ	大垣市新田町2丁目24番地1
居宅介護支援事業所 ハーブ	大垣市新田町2丁目24番地1
訪問介護ステーション ハーブ	大垣市新田町2丁目24番地1
訪問入浴ステーション ハーブ	大垣市新田町2丁目24番地1
訪問介護ステーション ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田166番地2
居宅介護支援事業所 ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田166番地2
訪問看護ステーション ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田166番地2
有料老人ホーム 榆の樹	瑞穂市本田162番地1

2.事業所の概要 【岐阜県指定：第 2173200391 号】

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業・第1号通所事業
(2) 事業所の名称 デイサービスセンター スタジオ榆
(3) 事業所の所在地 〒501-0236 岐阜県瑞穂市本田166番地2
(4) 電話番号 (058) 329-5611
(5) 管理者名 管理者 柳 和美
(6) 利用定員 25名
(7) 通常のサービス提供地域 岐阜市、瑞穂市、本巣市、大垣市、揖斐郡、安八郡、本巣郡
(8) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、祝日(1月1日～3日)
営業時間 (サービス提供時間)	8:30～17:30 9:30～16:30 9:30～12:30 13:30～16:30
(延長サービス時間)	(19:00迄)

※但し、居宅サービス計画等により、休日であってもサービスを提供する場合があります。

(9)設備の概要

敷地面積	1784.28 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート構造
食堂・機能訓練室	3室 206.840 m ²
静養スペース	1室 7.040 m ²
相談室	1室 7.800 m ²
事務室	1室 18.900 m ²

3.職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービス・第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	業務内容	人数	内 兼務者
管理者	施設の管理、運営、統括	1	1
生活相談員	相談援助業務、利用に係る調整など	3	3
看護職員	ご利用者の体調管理と相談	1	1
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練及び日常生活動作の指導と相談	3	3
介護職員	ご利用者の日常生活上の支援や送迎等	11	7
管理栄養士	ご利用者の栄養管理と指導	0	0

※看護職員の業務は併設事業所、訪問看護ステーション ハーブ・瑞穂と連携で実施する。

4. 提供サービスの内容と利用料金

(1)提供サービスの内容

種類	内容
送迎	ご利用者の希望に応じて、ご自宅と施設間の送迎を行います。
食事	ご利用者の身体状況に合わせて、食事の見守りや介助を行います。
入浴	ご利用者の希望や身体状況等に応じて、入浴サービスを提供します。
排泄	ご利用者の自立を促すように、排泄の見守り、介助等を行います。
機能訓練	ご利用者の運動器の機能向上・維持を目的とし個別の機能訓練を実施します。
レクリエーション	教養、趣味、娯楽活動や季節行事などを企画・実施します。
健康管理	バイタルチェックなどを行い、ご利用者の全身状況の把握を行います。
生活相談援助	ご利用者の生活面での指導や相談、援助を行います。その他、関係機関等と連絡調整を行い、ご利用者の生活の向上を目指します。

(2)提供サービスの利用料金

下記の利用料金表によって利用者の介護度に応じたサービス利用料金および加算料金から介護給付費額を除いた金額(厚生労働省が定める自己負担額)と、食事などに係る自己負担額をお支払いください。

① 要介護度別のサービス単位数(ご利用料金表)

<サービス提供時間 : 3時間以上4時間未満の場合>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用単位	370 単位	423 単位	479 単位	533 単位	588 単位

<サービス提供時間 : 4時間以上5時間未満の場合>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用単位	388 単位	444 単位	502 単位	560 単位	617 単位

<サービス提供時間 : 6時間以上7時間未満の場合>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用単位	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1008 単位

<サービス提供時間 : 7時間以上8時間未満の場合>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用単位	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位

<サービス提供時間 : 8時間以上9時間未満の場合>

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用単位	669 単位	791 単位	915 単位	1,041 単位	1,168 単位

② 要支援のサービス単位数(ご利用料金表)(日常生活支援総合事業)

<提供地域 : 瑞穂市、本巢市、北方町、池田町、揖斐川町、>

サービス名称	通所型サービス費 (要支援1)	通所型サービス費 (要支援2)
サービス利用単位	1,798 単位 / 月	3,621 単位 / 月

<提供地域 : 神戸町、安八町、輪之内町>

サービス名称	通所型サービス費 (要支援1)	通所型サービス費 (要支援2)
サービス利用単位	384 単位 / 回	395 単位 / 回

※要支援1 : 一月4回まで。5回利用の場合のサービス利用単位は、1,672 単位/月

※要支援2 : 一月8回まで、9回・10回利用の場合のサービス利用単位は、3,428 単位/月

<提供地域：岐阜市>

1 単位:10.27 円

サービス名称	通所型サービス費 (要支援 1)	通所型サービス費 (要支援 2)
サービス利用単位	436 単位 / 回	447 単位 / 月

※要支援1：一月 4 回まで。5 回利用の場合のサービス利用単位は、1,672 単位/月

※要支援2：一月 8 回まで、9 回・10 回利用の場合のサービス利用単位は、3,428 単位/月

<提供地域：大垣市>

1 単位:10.14 円

サービス名称	通所型サービス費 (要支援 1)	通所型サービス費 (要支援 2)
サービス利用単位	436 単位 / 回	447 単位 / 回

※要支援1：一月 4 回まで。5 回利用の場合のサービス利用単位は、1,672 単位/月

※要支援2：一月 8 回まで、9 回・10 回利用の場合のサービス利用単位は、3,428 単位/月

③ 各種加算

<入浴加算>

入浴をご希望された場合、下記の料金が加算されます。

サービス利用単位	40 単位 / 回
----------	-----------

<個別機能訓練加算 I イ>

理学療法士等を中心として、要介護のご利用者個々の心身の状況に適切に対応するため、個別の計画を作成して日常生活を送るのに必要な機能の回復または維持のための訓練を実施した場合下記の料金が加算されます。

サービス利用単位	56 単位 / 回
----------	-----------

<延長加算>

9 時間以上 10 時間未満のご利用を希望された場合、以下の料金が加算されます。

	9 時間以上 10 時間未満
サービス利用延長加算	50 単位

④ 食費

ご利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

1.昼食代(実費)	700 円
2.おやつ代(実費)	100 円

※食事・おやつをキャンセルされる場合は、お早めにご連絡下さい。

当日 8 時 30 分を過ぎますとキャンセル出来ません。

⑤ 通常のサービス提供地域以外への送迎

通常の事業実施地域を超えて行う(介護予防)通所介護・第 1 号通所事業に要した送迎費用として下記料金をいただきます。

通常事業実施地域を超えて2キロメートル毎	50 円
----------------------	------

⑥ 日常生活上必要となる実費

日常生活品の購入代金などご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものに関して費用をご負担いただきます。

1 オムツ・紙パンツ代	100 円/枚
2.パット代	50 円/枚
3.タオル代	165 円/一式

※タオル一式・・・バスタオル 1 枚、フェイスタオル 3 枚

⑦ レクリエーション活動材料費用

ご利用者をご希望されたレクリエーション活動によっては、費用をご負担いただく場合があります。

利用料金：材料代等実費

※③～⑦について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

5. 利用料金のお支払方法

前記のご料金はひと月毎に計算をして、ご利用月の翌月15日までに請求書をお届けいたします。

お支払い方法は、原則としてご利用月の翌月27日までに以下の方法でお支払いください。事業所は、料金の支払いを受けたときは、ご利用者などに対し領収証を発行します。

① 口座引落	ご契約者等の口座から、毎月27日に引落を行います。(引落日が休日の場合は翌平日)引落に必要な手数料は、事業所で負担します。
② 現金手渡し	現金によるお支払です。お荷物に入れていただき、朝の送迎時にその旨を職員までお知らせください。

※当事業所でのお支払い方法は、原則①口座引落でお願いしております。

※ご利用者等が事業所に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく遅延した場合には、事業所は上記方法によらない支払い方法を指定します。

6. サービス提供にあたっての留意事項

送迎	ご利用者がサービス提供時間の延長や短縮を希望された場合、事業所では送迎を行えない場合があります。その場合はご家族での送迎をお願いいたします。
利用のキャンセル	ご利用をキャンセルされる場合は、お早めにご連絡ください。なお、実費以外のご利用料金にはキャンセル料は発生いたしません。 ご利用者の体調によっては、ご利用をご遠慮いただくことがございますのでご了承ください。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万が一、持ち込まれた場合はご利用者本人での保管をお願いいたします。
食べ物、その他物品の持ち込み	食べ物は健康状態にも関係しますので、持ち込みはご遠慮下さい。どうしても持ち込む必要がある場合は、職員までお申し出ください。 また、食べ物その他持ち込まれたものにつきまして、ご利用者間でのやり取りはご遠慮ください。
設備・器具の利用	施設の設備、備品及び敷地を本来の用途に従って利用してください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合がございます。
飲酒・喫煙	敷地内での飲酒・喫煙はお断りします。
宗教・政治活動	施設内での宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
ペットの持ち込み	敷地内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。

7. 事故発生時及び非常災害時の対策

(1) 事故発生等の緊急時

ご利用者に病状の急変や事故、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、緊急搬送などの必要な措置を行います。また、別途ご記入いただいた緊急連絡先、その他地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に連絡を行うなどの必要な措置を行います。賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。

(2) 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める防災計画に基づき、対応いたします。
消防設備	消防関係法令に基づき、消防設備を設置しています。
防災訓練	消防訓練計画を立案し、年2回実施しています。
防火管理責任者	松原 暉

8. 感染防止対策

感染防止対策に関しては、「感染症対策マニュアル」を作成し、定期的に感染対策研修を実施し、感染を未然に防止するよう感染対策への意識づけを行います。

